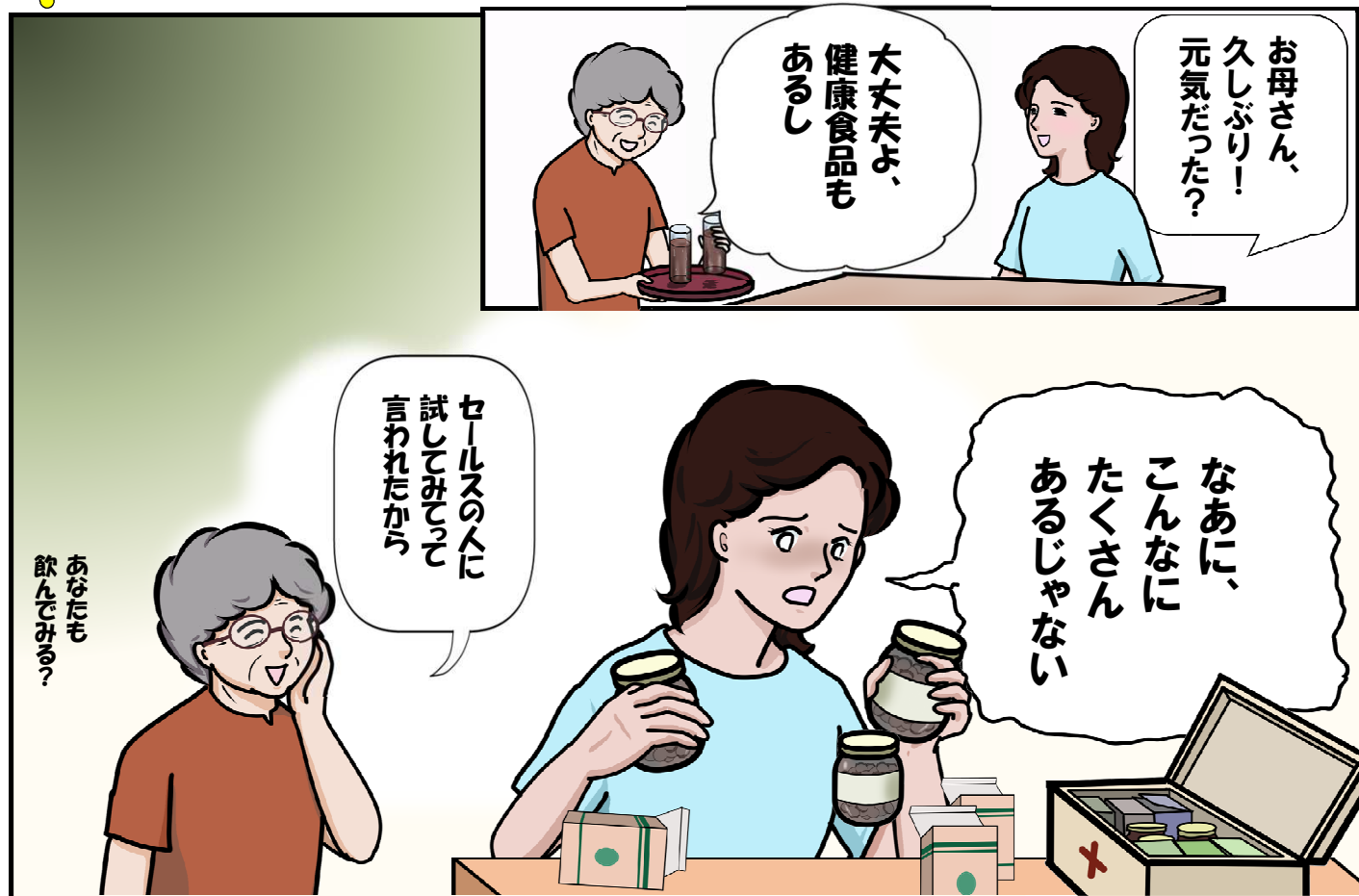




サプリメントや健康食品の訪問販売にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎置き薬の契約を結んだことをきっかけに高額な健康食品を次々に勧められ、気付けば多くの不要な商品を購入していることがあります。
- ◎高齢者世帯等で見慣れない商品や領収書、請求書などを見つけたら、どうしたのか聞いてみましょう。

対処方法

- ◆必要のないものはきっぱり断りましょう。
- ◆訪問販売で契約した場合、クーリング・オフできることがあります。
- ◆クーリング・オフの期間が過ぎていても解約できることもあります。できるだけ早く消費生活センターへ相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。